

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 14 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸（B）における船員保険の資格取得日に係る記録を昭和31年12月10日、資格喪失日に係る記録を32年1月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月10日から32年1月30日まで  
② 昭和33年9月20日から35年9月1日まで  
③ 昭和35年9月1日から36年5月1日まで

申立期間①については、A丸に乗ってかつお漁をしていた。途中で船が故障し、C県から陸路で帰ってきたのを鮮明に記憶しており、申立期間①について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間②及び③については、D社（E社に合併後、現在は、F社）で特別販売員として常に上位の成績を収めており、厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。申立期間②及び③について、厚生年金被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人がA丸（B）に乗っていたことが認められる。

また、申立人が一緒に乗船したと記憶する同僚4人は、全員がA丸（B）の船員保険被保険者名簿において、昭和31年12月10日に被保険者資格を取得し、32年1月30日に喪失していることが確認できる上、当該同僚に聴取したところ、「申立人を知っている。申立人と一緒に途中で下船し、汽車で帰ってきた。」旨の供述があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、昭和 31 年 12 月 10 日から 32 年 1 月 30 日までの期間について、A 丸（B）における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の連絡先が不明であり、関連資料等を確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人から提出された写真及び当該期間に D 社において厚生年金被保険者であった同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、F 社に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、確認することができない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、D 社 G 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和 33 年 3 月 1 日資格取得）から\*番（昭和 36 年 5 月 1 日資格取得）まで及び同社 H 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和 35 年 9 月 1 日資格取得）から\*番（申立人は\*番）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の E 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 36 年 5 月 1 日資格取得、43 年 3 月 30 日離職となっており、申立期間②及び③に係る加入記録は無い。

このほか、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年8月10日は23万円、同年12月23日は20万円、19年12月23日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月23日  
③ 平成19年12月23日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人及び事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万円、申立期間②は20万円、申立期間③は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 25 日から 41 年 12 月 5 日まで

脱退手当金をもらった記憶は無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が申立期間②に勤務していた A 事業所において、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票から申立人の前後 50 人の被保険者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす 3 人のうち、2 人には脱退手当金の支給記録は無い上、申立期間②に係る申立人の被保険者期間は脱退手当金の請求要件となる 24 か月に満たない 19 か月であることを踏まえると、当該事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 11 日から 45 年 3 月 1 日まで

A社を退職した後、次に就職した会社にも同じ厚生年金保険被保険者証を提出して、厚生年金保険に加入した。年金事務所からの通知で、脱退手当金を受給した記録になっていることを初めて知ったが、脱退手当金を受給したのなら、同じ被保険者証を使うはずがない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、昭和 43 年 3 月 11 日にA社で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合は、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給日直近のB社の被保険者期間については、同一の記号番号で管理されていたにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっていることを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月5日から24年6月30日まで  
② 昭和24年7月1日から25年8月25日まで

私は、脱退手当金という制度も知らなかったし、会社からの説明も無かった。脱退手当金を受け取った記憶は無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている前後の女性54人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和25年8月の前後2年以内に資格喪失した申立人以外の者29人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者はいない上、連絡先が判明した同僚の供述からも事業主による代理請求がなされたことはいかなることも踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い上、申立期間の脱退手当金の支給額は2,240円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該未請求期間のうち、一方の事業所は申立期間①と同一事業所である上、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 1666

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 23 日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1667

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年8月10日は20万円、同年12月23日は15万円、19年12月23日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月23日  
③ 平成19年12月23日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は15万円、申立期間③は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年8月10日は20万円、同年12月23日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月23日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月23日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1670

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年8月10日は40万円、同年12月23日は40万円、19年12月23日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月23日  
③ 平成19年12月23日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万円、申立期間②は40万円、申立期間③は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1671

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年8月10日は35万円、同年12月23日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月23日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書から、申立人が主張するとおり、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は35万円、申立期間②は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの期間及び55年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から50年3月まで  
② 昭和55年6月から同年8月まで

申立期間①当時は、A県内の会社に勤務しており、当初は国民年金保険料を納付していなかったが、実家の父親から指摘を受け、B市役所で国民年金加入手続を行った。その場で、それまでの未納期間の保険料を一括で納付し、それ以降は会社が給与から天引きして代わりに納付してくれていた。

申立期間②は実家に戻っていた時期であり、国民年金保険料の納付などについて具体的には覚えていないが、3か月間何もしなかったとは考え難いので、親が代わりに納付してくれていたのではないかと推察される。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は、B市に居住していた際に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その時期についての明確な記憶は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、正確な払出年月日は不明であるものの、C市において払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続は、申立人が同市に住民登録を有していた昭和51年7月1日から同年12月24日までの間に行われたと考えられ、申立人の供述に不合理な点がみられるほか、仮に同年7月に加入手続が行われた可能性を想定しても、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況について、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期から判断すると、少なくとも昭和50年4月から51年3月

までの期間の保険料は過年度納付により遡及納付されたと考えられるところ、50年4月の保険料の納付時効到来月が52年7月であることや、戸籍の附票から、申立人が51年12月25日から54年1月25日までB市に住民登録を有していることが確認できることなどから、申立人は、このB市在住期間に保険料の遡及納付を行ったものの、申立期間①については時効により保険料を納付できなかったと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②は、厚生年金保険被保険者期間に挟まれた国民年金の未加入期間であるが、申立人は、自身で国民年金被保険者資格の再取得及び喪失手続並びに国民年金保険料納付を行った記憶は無く、申立人の両親がそれらを行っていたのではないかとしているが、その両親は他界しているため、国民年金に係る手続及び保険料納付の状況が不明である。

その上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立人又は申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1049

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月及び同年10月  
平成元年11月に再就職した時、父親から「今月から払わなくていいんやな。」と聞かれたことを覚えているので、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間は厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であるが、申立期間について申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録において、申立期間の国民年金加入記録は平成9年1月以降に導入された基礎年金番号(厚生年金保険記号番号が基礎年金番号となっている。)のみで管理されていることなどから、申立期間は、同年同月以降、その前後の厚生年金保険被保険者期間に合わせて、遡及して国民年金加入期間として追加されたものであると考えられる上、追加処理が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1050

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和42年8月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年9月まで

昭和45年4月からの国民年金保険料の免除や納付の記録が有るが、その頃、私は働いていたので国民年金に加入しているはずがなく、私が20歳になった時からの記録が誤って今の記録にされているものである。国民年金の加入手続は、集金人が家に来たので、母親と同席して行い、その時、20歳から半年間は免除になると聞いた。保険料は母親が集金人に支払ってくれた。私の年金記録について、41年11月から42年7月までの期間を申請免除期間に、同年8月から43年9月までの期間を納付済み期間に、それぞれ訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を免除申請したこと及び納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は、免除申請手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の母親も他界しているため、国民年金の免除申請手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、オンライン記録において、昭和45年4月から同年12月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間、46年1月から47年2月までの期間が保険料の納付済み期間となっていることについて、これらの記録は本来、自身が20歳に到達した41年\*月から43年9月までの期間の記録であり、誤っていると主張しているが、これらの記録が管理されていた国民年金手帳記号番号（平成9年1月の基礎年金番号導入後は、基礎年金番号により管理されて

いる。)が払い出された時期を調査した結果、45年12月に払い出されたものであることが確認できたことから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、同年4月以降について保険料の免除申請や納付が行われているオンライン記録に不自然な点は見当たらない上、加入手続の時点では申立期間の保険料は時効により免除申請することも納付することもできない期間である。

さらに、申立人は、所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号欄に、当初記載されていた番号が削除された形跡が有り、自身の年金記録が変えられていることを裏付けるものであるとも主張しているが、申立期間について調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の年金記録が誤って記録されていると主張する昭和45年4月から47年2月までの期間の年金記録について、上述のとおり、不自然な点は見当たらないことから、当該年金手帳の国民年金手帳記号番号欄の記載が申立期間の保険料の免除申請及び納付を裏付けるものであるとは言い難い(なお、申立人には、昭和61年4月の第3号被保険者資格取得を契機として、45年12月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出されているが、当該記号番号は、平成元年4月1日までに昭和45年12月に払い出された記号番号に統合されている)。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を免除申請したこと及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和41年11月から42年7月までの期間の国民年金保険料が免除されていたこと、及び申立人が同年8月から43年9月までの期間の保険料を納付していたことを認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1051

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 11 月まで

国民年金保険料の納付や、その他の支払い等は、毎月期日の末に自分で行っていた。申立期間当時の保険料については、納付書と現金を持ち、役場の窓口で納付していたように記憶している。当時、役場の窓口で、年金手帳を「預かる」、「返せ」といったことが何度かあった。なぜ、申立期間の 8 か月だけ納付していないのか納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、オンライン記録、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA村（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿いずれも、昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、同年 12 月 19 日に任意加入により被保険者資格を再取得するまで国民年金に加入していた形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間についても、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから国民年金の任意加入対象期間となり、同年 12 月に再取得手続を行った時点では遡及して国民年金に加入することはできない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳においても、昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、同年 12 月 19 日に任意加入により被保険者資格を再取得した旨記載されており、オンライン記録等と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、納付書により国民年金保険料を納付していたとも供述しているが、申立人は、申立期間を含む昭和 58 年度の国民年金保険料に係る三枚つづりの「納付書・領収証書」を所持しており、いずれも使用された形跡が無い上、当該年度のうち、記録上、納付済みとなっている昭和

58年12月から59年3月までについては、これら未使用の「納付書・領収証書」とは別に領収書を所持していることなどからも、申立期間の保険料納付が行われていたことは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 47 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 48 年 4 月から 53 年 5 月まで

昭和 43 年から姉の嫁ぎ先である A 事業所で働き、48 年に解雇になったあとすぐに職業安定所に行って仕事を探し、間を空けずに B 社に採用されたので、空白期間があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事業所に在籍していた同僚の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は申立期間①のうち、昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までは国民年金の未納期間、同年 4 月から同年 12 月までは申請免除期間、46 年 1 月から 47 年 2 月までは国民年金保険料納付済期間となっていることが確認できる。

また、A 事業所の元役員に照会したところ、回答を得ることができず、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、B 社での雇用保険の加入記録及び事業主の供述から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 48 年 4 月から同年 8 月 1 日まで他社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

また、申立期間②当時、B 社に在籍していた同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等につ

いては記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1673

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日から 56 年 6 月 1 日まで  
私はA社で社会保険料の計算や給与計算等経理を担当していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における申立人の名刺及び申立人に対し給料の不足分を支払う旨の記載がある封筒から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 56 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により判明した当時の代表取締役とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、連絡の取れた元役員から「当時は厚生年金に加入していた者と加入していない者がいた。」旨の供述があった。

さらに、同僚の一人が、当該事業所において、給与計算や厚生年金保険の手続をしていた者として氏名を挙げた者についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、当該事業所の事業主は、申立期間当時、一部の従業員について被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番(昭和 51 年 9 月 1 日資格取得)から最終番号である\*番(昭和 56 年 5 月 1 日)までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1674

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 22 日から 41 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間は脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性100人のうち、申立人が資格喪失した昭和41年12月の前後2年以内に資格喪失した者で受給要件を満たす者27人の記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給記録があることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1675

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 4 日から 37 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 9 月 3 日から 40 年 8 月 4 日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の同僚は、同社の退職時に脱退手当金についての説明を受け会社で手続をしてもらい、脱退手当金を受け取った旨供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1676

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 40 年 2 月 21 日まで  
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給した記録となっていたが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1677

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで  
A 事業所に勤務した期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 6 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1678

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務していた昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間が、厚生年金保険の被保険者記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、もらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険の待機期間満了日の約 2 か月後の昭和 21 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を家事都合で退職後、昭和 30 年 4 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1679

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月22日から31年3月1日まで  
A社に勤務した期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月30日から30年4月21日まで  
② 昭和30年10月9日から31年2月2日まで  
③ 昭和31年5月17日から同年8月28日まで  
④ 昭和31年10月25日から33年6月27日まで

申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年10月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間④の事業所を退職後、昭和37年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 28 日から同年 10 月 21 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 6 日から 42 年 6 月 30 日まで  
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 26 日まで

平成 17 年 4 月に社会保険庁（当時）から知らせを受け、脱退手当金を受給していることを知った。全然、もらった覚えが無いので、社会保険事務所（当時）に行き調べてもらったが、いつも以前のおりという回答しか返ってこなかった。今回、申立てができるという通知を受けたので申立てをした。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社を退職後の昭和 49 年 6 月 \* 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 8 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給されたことを示す「脱」欄に丸印がなされている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1682

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月13日から23年3月25日まで  
私はA社の脱退手当金は受給したが、B社の脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に、脱退手当金の支給の記載が確認でき、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2週間後の昭和23年4月6日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であるとともに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1683

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 9 月 15 日まで  
私は、脱退手当金を受給した記憶は無いが、年金事務所では受給したこととなっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 50 名に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 9 月 15 日の前後 2 年以内に資格喪失し、受給要件を満たす同僚 37 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 22 人が 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 19 日から 46 年 9 月 21 日まで  
私は、年金事務所から、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から25年9月2日まで  
② 昭和26年5月2日から27年1月20日まで

脱退手当金を受け取ったということだが、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格を喪失後の約4か月後の昭和27年6月9日に支給決定されている等、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。